



ゆうな医療・介護の相談たより

2024年 11月号 (Vol.28)

発行：沖縄県ゆうな協会 医療・介護の相談窓口

電話：098-832-9528

E-mail：iryokaigo@yuunakyokai.jp

医療・介護の相談たよりでは、ゆうな協会の相談に関する取り組みや、医療・介護・福祉に関する制度・サービス、皆さんから寄せられた相談・質問の中で、共通する内容等を守秘義務を遵守し、ご紹介していきます。

相談専用のメールアドレスができました！ プライバシーを尊重し、個人情報に配慮し、秘密は厳守致します。メールでのご相談もお待ちしています。

第1回沖縄県ハンセン病問題シンポジウムが開催

令和6年10月18日（金）琉球新報ホールにて、第1回沖縄県ハンセン病問題シンポジウムが開催されました。パネルディスカッションでは、「ハンセン病問題から考える共生社会とは」～回復者・家族が地域であたりまえに暮らすために～をテーマに、回復者及び家族の現状報告や沖縄県及び沖縄県ゆうな協会の取り組み等の報告、並びに神谷誠人弁護士によるハンセン病元患者家族補償金制度の説明のあと、ハンセン病問題の解決に向けて議論がされました。

アーカイブ配信（限定公開）



《今月の相談》

Q：生活保護を受けていますが、ハンセン病元患者家族補償金を受け取ることができますか。

A：生活保護受給者も家族補償金を受け取ることができます。

厚生労働省が通知した「ハンセン病元患者家族に対する生活保護制度の取り扱いについて」により補償金は収入として認定しないことになっています。

※ゆうな協会では、ハンセン病元患者家族に対する家族補償金の請求申請のお手伝いを行っています。お気軽にご連絡ください。

★公益財団法人 沖縄県ゆうな協会

・場 所：那覇市古波蔵1-25-18

・窓口対応：月～金（祝日を除く）

・日 時：午前9時～午後5時

連絡先：098-832-9528

★ゆうな相談センター宮古

・場所：沖縄県宮古島市平良西里1125
（沖縄県宮古合同庁舎1階）

・窓口対応：毎週 火・木 曜日（祝日を除く）

・日 時：午前9時～午後5時

☎・FAX：0980-79-8103

携帯電話：080-9853-457